平成２１年（フ）第１９５６０号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地１街区23棟108号
債務者　清水　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６９９号
埼玉県さいたま市緑区大字中尾2017－５
ヴィレッジ新藤Ⅲ101
債務者　藤田　美香
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７００号
埼玉県さいたま市西区大字指扇702－１－ＬＭ101
債務者　小澤　　努
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７５９号
東京都足立区江北２丁目22－５－103
債務者　吉田　昭晴
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７６０号
東京都足立区東伊興３丁目10－９－202
債務者　阿部　充男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７６１号
東京都足立区東伊興３丁目10－９－202
債務者　阿部　裕治
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７６３号
埼玉県比企郡川島町八幡１丁目１－４
債務者　附柴　　昇
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７６７号
東京都葛飾区西水元２丁目19－９　ヴァレブランシュⅠ－201
債務者　佐々木利光
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９７７１号
千葉県市川市行徳駅前４丁目16－21－101
債務者　登藤　郁子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８４０号
東京都品川区小山５丁目13－８
債務者　橋本　　正
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８４４号
東京都江東区富岡２丁目６－１－203
債務者　野口　美香
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８８２号
東京都葛飾区新宿４丁目20－３－204
債務者　平井　　進
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８８４号
東京都葛飾区青戸７丁目29－８－1001
債務者　石井　亜弥
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８９１号
東京都江戸川区南葛西７丁目２－３－1109
債務者　梅原　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８９４号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目17－４－202
債務者　秋月早奈絵こと　馬　早奈絵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８９５号
東京都墨田区両国１丁目６－２－４Ｆ
債務者　大道　季敏
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部